

会 則

及び施設利用規程

本会則はSUPER HOT YOGA O&LUBIEに於ける「ホットヨガスタジオ・オー」「ホットヨガサロン・ラビエ」の会員の規則を定め、SUPER HOT YOGA O&LUBIEの「ホットヨガスタジオ・オー」「ホットヨガサロン・ラビエ」(以下総称して「本施設」という)の利用に関して利用規程を定めるものです。

第1条 (運営／管理会社)

本会はホットヨガを通じて、会員の皆様の心と体両面の健康を維持・増進させるとともに、会員相互のコミュニケーションを深め、併せてヨガ文化の普及に寄与すること、また会員の皆様が心身ともに快適な生活を享受することを目的とします。

本施設の運営／管理は運営会社、又は指定された管理会社(以下総称して「会社」といいます。)にあたります。

第2条 (目的)

本施設はホットヨガを通じて、会員の心と体両面の健康を維持・増進させるとともに、会員相互のコミュニケーションを深め、併せてヨガ文化の普及に寄与することを目的とします。

第3条 (会員)

普通会員、トライアル会員、及び特別会員等、名称の如何に関わらず会社が本施設の利用を承認した方を会員といいます。

第4条 (入会資格)

本施設の会員は、次の各号の全部に適合する方に限ります。

- ① 本施設の主旨に賛同し施設利用規程、その他の規則を守る方
- ② 健康状態に異常がなく、医者から運動を禁止されていない方
- ③ 成年被後見人及び被保佐人でない方
- ④ 刺青・ファッションタワーをされていない方、及び暴力団関係者でない方
- ⑤ 心臓病、高血圧症、皮膚病、伝染病、精神病及びこれに類する疾患のない方
- ⑥ 各施設ごとに定められた年齢以上の方および年齢に満たない方で会社が特に審査のうえ適切と認めた方
- ⑦ 18才未満の場合、入会に際し保護者の方の同意を得た方
- ⑧ その他会社が入会に適さないと判断した以外の方

第5条 (入会手続)

入会手続については以下の通りとします。

- ① 本施設の利用を希望される方は、所定の申込用紙に所要事項を記載し、所定資料を提出して入会申込手続きを行い、会社が定める入会金を納入していただきます。
- ② 会員の資格は、前号に定める事項の全部を完了し、会社の審査を経て、会社の承認を得られたときに発生します。

第6条 (入会金／入会登録料)

入会金／入会登録料は会社が別途定める金額とします。一旦支払われた入会金／入会登録料は理由の如何にかかわらず返還致しません。但し、入会申込に際し行う会員資格審査のうえお断りした場合は、ご返金致します。

第7条 (会員証)

- ① 会社は会員に資格を証するため会員証を交付します。
- ② 前項により会員証を交付された会員は本施設の入場に際して会員証を持参していただきます。
- ③ 会員証は他人に貸与、譲渡できません。
- ④ 会員は第14条により会員資格を喪失した場合、速やかに会員証を会社に返還していただきます。

第8条 (利用資格)

次の各号に該当する方は本施設を利用できません。

- ① 酒気を帯びている方
- ② 刃物等危険物をお持ちの方
- ③ その他第4条の各号を満たすことができない方
- ④ トライアル会員で利用限度を超える方

第9条 (利用料)

会員は施設を利用する場合、会社が別に定める利用料を支払うものとします。

第10条 (利用料の返金)

納入済み利用料は有効期限内に返還のお申し出があった場合は未利用分を返還致します。月会員の方の在籍月の利用料は返還対象外となります。

第11条 (施設利用)

会社は施設利用の円滑化を図るため、本施設利用の全てを予約制とします。予約時間、予約方法等に関しては別途定めます。

第12条 (予約取消)

会員が予約を取り消した場合所定のキャンセル料を頂きます。

第13条 (会員資格及び回数券・フリーパスの譲渡及び名義変更)

会員の資格及び回数券・フリーパスは、会社が承認した場合を除き、他に貸与・譲渡及び名義変更はできません。又、担保差入等の処分もできません。

第14条 (会員資格の喪失)

会員が次の号のいずれかに該当した場合には、その資格を失います。

- ① 退会したとき
- ② 死亡したとき
- ③ 第4条に定める会員資格が欠けたとき
- ④ 第15条により除名されたとき

なお、会員資格の喪失時期は②③及び④については会員が該当したその時、①については第16条に記載する退会時期となります。

第15条 (除名)

会員が次の各号のいずれかに該当する場合、会社は会員を除名できます。

- ① 入会にあたり提出する書類に虚偽の申告をしたとき
- ② 会則、規約、本規程、その他会社の定める規則に違反したとき
- ③ 本施設又は、会社の名誉又は信用が傷つけられたとき
- ④ 他の会員との協調を欠き、その他設備の管理運営の秩序が乱されたとき
- ⑤ 本施設の設備等を故意に損壊したとき
- ⑥ 入会後資格条件に該当しない事由が判明したとき
- ⑦ その他、会員としての品位を損なうと認められる行為があったとき
- ⑧ 本施設内での営業活動及び販売行為が認められたとき
- ⑨ 施設利用に際して不当且つ不合理な要求をなすなどして会社・従業員を著しく困惑せしめたとき
- ⑩ 第21条禁止行為に違反したとき

上記の理由により除名されたとき、会員は損害賠償の請求を行うことはできません。

第16条 (退会)

会員が退会する場合には、所定の退会届を提出し退会となります。但し、入会金、入会登録料、利用料等の返金は第6条、第10条の定めに依ります。

第17条 (トライアル会員)

会社は施設に余裕がある場合に、会員以外の方(以下トライアル会員といいます)に施設を利用させることができます。トライアル会員の利用料、利用限度等に関しては別途定めます。

第18条 (クラブオラビエ会員、ゴールド会員及びプレミアム会員等特別会員)

「クラブオラビエ会員」、「ゴールド会員」及び「プレミアム会員」は会員の中の特別会員として会社が定める優待を受けることができます。会社はその他の特別会員を募集することがあります。

特別会員は会社の定める優待以外、本会則及び本施設利用規程に準じるものとします。

第19条 (運営管理)

本施設は次の各号に基づき、運営管理を行います。

- ① 本施設の運営管理は会社の責任において行われます。
- ② 会員は本施設の運営管理について意見を述べるすることができます。
- ③ 会社は施設の利用等、運営管理に関する規則を定め、かつこれを変更することができます。

第20条 (諸規則の遵守)

会員及びトライアル会員、クラブオラビエ会員、ゴールド会員及びプレミアム会員等特別会員は本施設の利用に際し、所定の手続きを行うとともに、本規程、細則ならびに会社が別に定める規則に従うものとします。

第21条 (禁止行為)

- ① 許可なく館内を撮影すること。
- ② 許可なく本施設において物品の売買やパーソナルトレーニング等の営業行為や勧誘をすること。
- ③ 営利・非営利を問わず勧誘行為(団体加入の勧誘を含む)をすること。
- ④ 他人を誹謗、中傷すること。
- ⑤ 他人に対する暴力行為や威嚇行為。
- ⑥ 痴漢、覗き、露出等公序良俗に反する行為。
- ⑦ 施設内に落書きや造作をすること。
- ⑧ 動物を館内に持ち込むこと。
- ⑨ 危険物を館内に持ち込むこと。
- ⑩ 館内での喫煙。
- ⑪ 会社従業員の業務を妨げる行為。
- ⑫ 他人への各種ハラスメント行為、ストーカー行為。
- ⑬ 他人の施設利用を妨げる行為。
- ⑭ その他、本条各号に準じる行為。

第22条 (休業日)

毎月各施設の定める日、年末年始、夏季休業、設備点検・修理、施設の改装、並びに会社が別途定める日を休業日とします。

第23条(営業時間)

各施設の定める営業時間とします。

第24条(会社の免責)

会員及びトライアル会員、及び特別会員は本施設内において、自己及び自己の所有物を自らの責任において管理するものとし、会社は本施設内で発生した盗難、傷害その他の事故について、一切の賠償責任を負わないものとします。

第25条(会員の責任)

会員及びトライアル会員、及び特別会員は本施設の利用に関して、会社、他の会員、第三者に損害を与えたときは、その賠償をして頂きます。

第26条(諸料金の変更)

会社は入会金／入会登録料／会費／利用料等を、社会・経済情勢の変動を勘案して改定することができます。

第27条(変更届)

会員は氏名・住所・連絡先など入会申込書の記載事項に変更があった場合には速やかに会社に変更届を提出するものとします。
会社の会員に対する通知・連絡等は届出住所宛にすれば足りるものとします。

第28条(閉鎖又は利用制限)

会社は次の各号により本施設の営業が不可能または著しく困難になった場合、本施設の全部又は一部を閉鎖し又は本施設の利用を制限することができます。同時にすべての会員との契約を解除することができます。この場合、会社は会員のすでに支払われている月会費等、未消化の利用料・諸費用等に関して施設利用以外の用途での使用に変えさせていただく事ができ、会員はあらかじめこれを了承します。
又、施設の閉鎖又は利用制限に関して会員は会社に対し不当利得、或いは使用権などを理由とした返還請求や損害賠償などの請求は一切行うことが出来ません。

- ① 法令の制定・改廃されたときまたは行政指導を受けたとき
- ② 天災・地変その他不可抗力の事態が発生したとき
- ③ 著しい社会・経済情勢の変化があるとき
- ④ 法令に基づく点検、改善及び必要な施設改修などがあるとき
- ⑤ 会社が必要と認めたとき、その他やむをえない事由があるとき

第29条(共通利用)

会社が発行する会員証・回数券・フリーパスは会社が運営管理する「ホットヨガスタジオ・オー」「ホットヨガサロン・ラビエ」及び会社が指定した施設(以下提携施設といいます)と共通利用できるものとします。提携施設の利用に際しては、所定の手続きを行うとともに、提携施設が定める規程、細則ならびに提携施設が別に定める規則に従うものとします。また、提携施設の会員が本施設を利用する場合、所定の手続きを行うとともに、会社が定める規程、細則ならびに会社が別に定める規則に従うものとします。尚、提携施設との提携解消に関して、会員はその他名目の如何を問わず、損害賠償責任等の異議申し立てをすることができません。

第30条(個人情報)

入会申込書、トライアル申込書、商品購入申込書等に記入した個人情報は、契約の管理、会員の管理、関連アフターサービス、新商品・サービスに関する情報のお知らせ、及び会社の健康事業における、商品の販売、発送、会社の商品・サービスを改善する目的で、会社及び提携店にて共同利用いたします。当該データの利用目的の開示、訂正、追記、削除、利用停止等につきましてはスタッフに、申し出るものとします。

第31条(細則等)

本規程に定めない事項ならびに運営上必要な事項については別途細則その他の規則に定めます。

第32(規程の改正)

本施設は次の各号に基づき、規程の改定を行います。

- ① 会社は必要に応じて本規程及び細則等を改正することができます。会員は本規程の改正が当然にすべての会員にその効力を及ぼすことをあらかじめ承認するものとします。
- ② 会社は前項により規程等を改正するとき、各 施設に提示するものとします。

第33条(発効)

本規程は平成17年12月1日より発効とします。
本規程は平成22年1月1日より一部改訂の上、発効とします。
本規程は平成28年4月1日より一部改訂の上、発効とします。
本規定は令和7年8月1日より一部改訂の上、発効とします。

個人情報保護に対する基本方針

本施設運営に関連し、その活動を行うために多くの個人情報を保有するものであるところ、個人情報の保護が重大な責務と考え、情報主体をはじめ広く社会からの信頼を得るために、以下のとおり個人情報保護方針を定め、個人情報の保護に努めます。
なお、本基本方針については、本施設のインターネットのホームページ(<http://hotyoga-lubie.com>)、(<http://hotyoga-o.com>)、各店舗等に掲載することにより、いつでも閲覧可能な状態にするものとします。

— 記 —

本施設は、個人情報について、関係法令その他の規範及び当社策定にかかる各種規程等の定めるところに従い、本施設において業務に従事する全ての者に対してその周知・徹底を図り、適切にこれを取り扱います。

1.個人情報の適切な収集、利用、提供、委託

- 一 個人情報の収集にあたっては、利用目的を明示した上で、必要な範囲の情報を収集し、利用目的を通知または公表し、その範囲内で利用します。
- 二 収集した個人情報は、次の場合を除き、第三者に提供または開示することはありません。
 - (1) あらかじめ本人の同意を得た場合
 - (2) 個人情報保護の保護に関する法律第23条第2項(オプトアウト)ないし同第3項(共同利用)の方法による場合
 - (3) 法令等の規定に従い、提供または開示する場合
- 三 個人情報を第三者に委託して利用する場合は、当該第三者における安全管理措置の状況等に照らし、委託を行うことの適切性を検討すると共に、当該第三者との間で秘密保持契約を締結した上で提供するなどし、委託先への適切な監督をします。

2.個人情報の安全管理措置

個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失、またはき損の予防及び是正のため、当社内において規程を整備し安全対策に努めます。

3.改善措置

個人情報の取扱いに関する社会環境の変化に的確に対応するよう努めます。また必要に応じて本方針をはじめ各種 規程等につき、変更、修正、または追加を行うなど、改善をするよう努めます。

4.開示、訂正請求等への対応

当社が本個人情報保護方針を遵守していないと思われる場合、及び本人の個人情報の開示、訂正、追加または削除、利用停止などを希望される場合には、本施設スタッフまでお問い合わせください。合理的な 期間、妥当な範囲内でこれに対応いたします。

5.苦情の処理

当社は、個人情報取扱に関する苦情に対し、適切かつ迅速な処理に努めます。

令和7年8月1日
SUPER HOT YOGA O&LUBIE
「ホットヨガスタジオ・オー」「ホットヨガサロン・ラビエ」
(株)TOKYO KOSAN Inc.

SUPER HOT YOGA O&LUBIEはTOKYO KOSAN Inc.の登録商標です。
(※平成28年4月1日から運営会社は(株)TOKYO KOSAN Inc.です。)